

諮問第 3 号

富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

平成 2 7 年 8 月 6 日提出

富士見市長 星 野 信 吾

諮問理由

国民健康保険税の納税環境の整備を図るため、納期ごとの分割金額を
1 0 0 円単位とすることについて諮問するものです。

〈資料 3〉

普通徴収における納期ごとの単位の 100 円単位化について

第 1 概要

期別調定額端数単位を 1,000 円から 100 円に変更することで、国民健康保険税を納付しやすい環境の整備を図り、以って収納率の向上を図るものである。

つまり、国民健康保険税の納期限ごとの分割金額に端数があるとき、その端数金額は、最初の納期限に係る分割金額に合算しているが、それぞれの納期限に係る分割金額の平準化を図るため、端数金額をこれまでの 1,000 円未満の端数から 100 円未満の端数に改正するものである。

例) 年税額 17,900 円の場合

→ 1 期と 2 期が最大 9.9 倍となり主に低所得者から苦情が多い。

	国民健康保険税		市県民税	
	改正案	現状	100 円の場合	現状
第 1 期	2,700 円	9,900 円	4,700	5,900
1 期と 2 期の乖離	1.42 倍	9.90 倍	1.07 倍	1.48 倍
第 2 期	1,900 円	1,000 円	4,400	4,000
第 3 期	1,900 円	1,000 円	4,400	4,000
第 4 期	1,900 円	1,000 円	4,400	4,000
第 5 期	1,900 円	1,000 円		
第 6 期	1,900 円	1,000 円		
第 7 期	1,900 円	1,000 円		
第 8 期	1,900 円	1,000 円		
第 9 期	1,900 円	1,000 円		

地方税法（課税標準額、税額等の端数計算）－抜粋－

第 20 条の 4 の 2

6 地方税の確定金額を、二以上の納期限を定め、一定の金額に分割して納付し、又は納入することとされている場合において、その納期限ごとの分割金額に千円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期限に係る分割金額に合算するものとする。ただし、地方団体が当該地方団体の条例でこれと異なる定めをしたときは、この限りでない。

第 2 先進事例

草加市 平成 17 年度課税分から実施

久喜市 平成 19 年度課税分から実施

志木市 平成 27 年度課税分から実施

第 3 市県民税、固定資産税との比較

■市県民税（普通徴収）：1,000 円単位

納期は 4 回だが、各種所得控除があり、非課税となる者が多いため、4 回でも問題にならない

■固定資産税：1,000 円単位

納期は4回だが、国民健康保険と比べると、中間～高額所得者層が多いため、4回でもあまり問題にならない

■国民健康保険税（普通徴収）

納期は9回あり、1年を通じてほとんど毎月支払いがある。低所得者が多く、納期ごとの額の乖離幅が大きいと支払いにくいという相談が増える。